

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

平成28年 5月 16日

和歌山県知事 殿



提出者

住 所 和歌山県田辺市新庄町46番地の70

氏 名 紀南病院 病院長 赤木秀治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0739-22-5000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、平成27年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

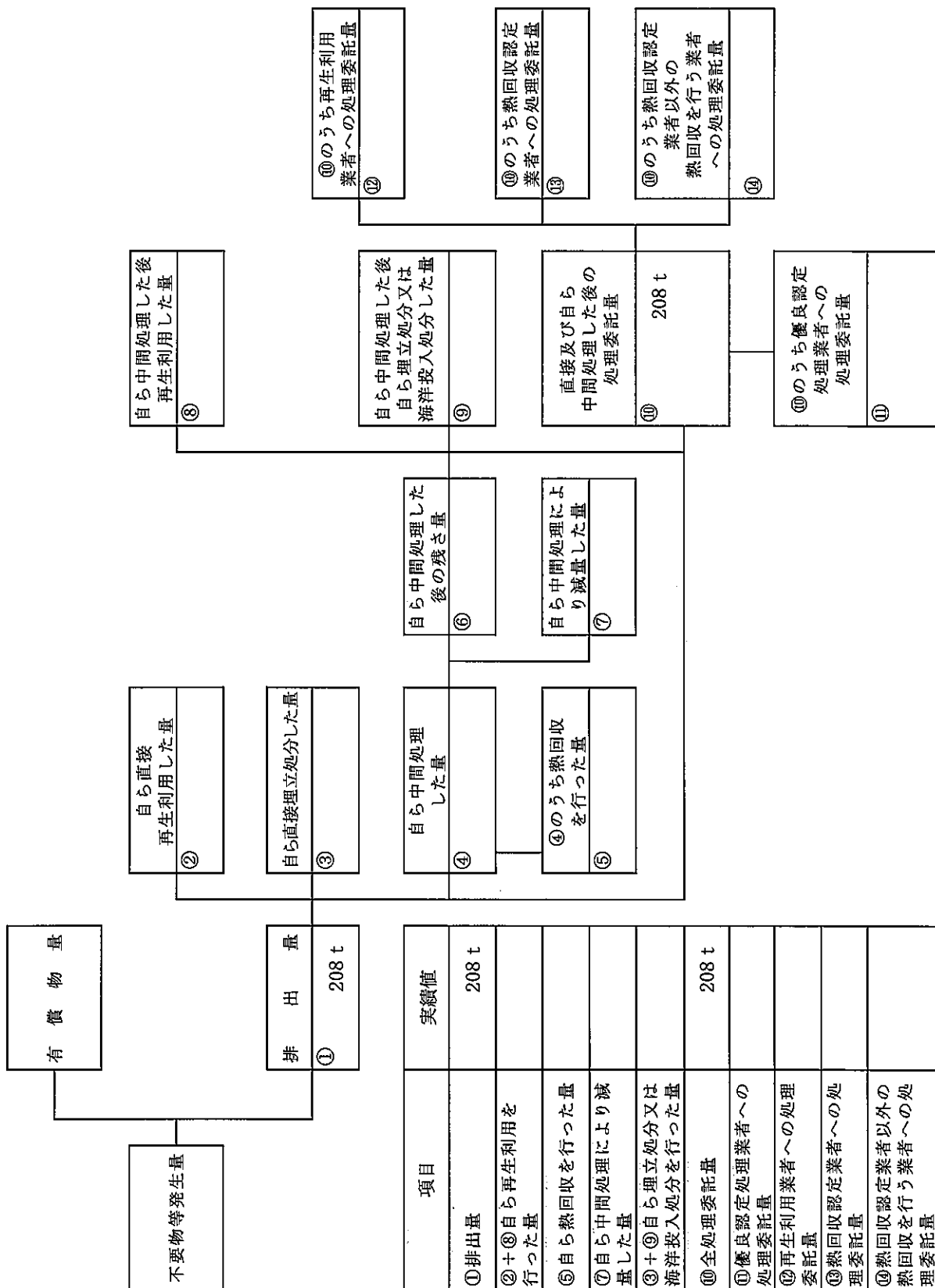
事業場の名称	紀南病院
事業場の所在地	和歌山県田辺市新庄町46番地の70
事業の種類	一般病院
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	感染性廃棄物 160 t 廃油 0.3 t	全処理委託量	感染性廃棄物 160 t 廃油 0.3 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	廃油 0.3 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

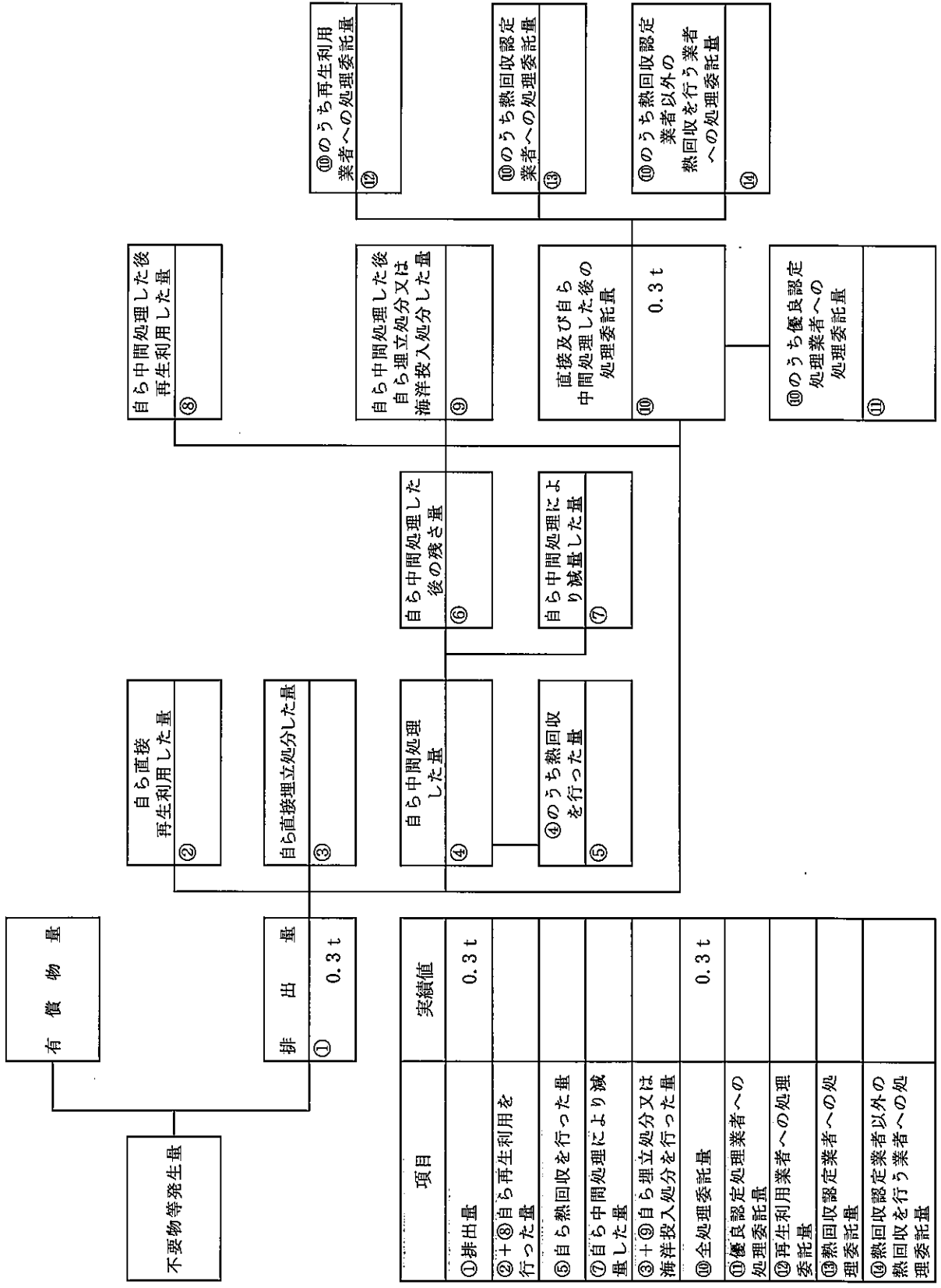
※事務処理欄

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類： 感染性廃棄物)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 廃油)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物分別表

種別	容器	内容	ゴミ置場
燃えるごみ	透明ビニール袋	病室・事務・副室のゴミ、雑誌、新聞、ペーパータオル、花紙、紙空箱(小)、紙、感染症のないオムツ[注1]、生理用品 他	①
雑誌、新聞	紙ひもで結ぶ	雑誌、新聞(コピー用紙含む)それぞれ別	①
機密書類	青ビニール袋[注2]	処方箋、薬袋、レントゲン袋、検査箋、記録簿、会計票、他患者名が記されたもの	②
ダンボール		ダンボール	③
厚紙		薬品・医療材料等梱包箱の厚紙、その他厚紙	③
埋立ごみ	透明ビニール袋	瀬戸物、汚泥、蛍光灯、ガラス	④
資源ごみ(一般)	透明ビニール袋	補液ビン、缶、ビン、金属くず(鍋など)	⑤
粗大ごみ		医療機器、電化製品、椅子、机、木材、ベッドマット等	⑥
電池		乾電池	⑦
残飯	残飯桶	残飯	⑧
プラスチック(一般)	透明ビニール袋	トレイ、パック、洗剤、シャンプー、バケツ、ビデオテープ、テレビカード、テレホンカード、ビニールヒモ	⑨
		ペットボトル	⑨
医療用プラスチック	透明ビニール袋(70ℓ)	【血液及び体液の付着していないもの(非感染性のもの)で医療系のゴミ】 補液プラスチックボトル、医療用プラスチック類、シリンジ、手洗い消毒容器、消毒容器、滅菌パック、ネームバンド、ギプス	⑩
医療用資源ごみ	透明ビニール袋(45ℓ)	吸引用ザル、コニク空ボトル、呼吸器回路(明らかな汚染がない場合)、医療用包装紙(紙が付いていても可)他	⑩
		医療用薬ビン、補液ビン等医療に供したビン等	⑪
感染性廃棄物	業者指定容器(プラスチック20ℓ, 50ℓ)	注射針、補液チューブ、アンプル、血液製剤ビン、バイアルビン(100ml未満)、医療用鋭利(金具)、シース	⑩
	業者指定容器(茶ダンボール40ℓ)	採血パック、針、キャップ一式、透析回路、血液の付着したシリンジ、カテーテル類、検査室のシャーレ・採血管 他	⑩
		綿球、ガーゼ、包帯、綿花、産褥パット、ディスポ(手袋、オイフ、ガウン、マスク等)、感染症のオムツ[注1]・生理用品	⑩
		吸引チューブ、尿道カテーテル、NGチューブ、ハルンパック、ゴム手袋、ウロガード、明らかな汚染のある呼吸器回路 他	⑩
廃油	ポリ容器(20ℓ)	グリストラップに貯まった油スカム	⑫

[注1] 環境省大臣官房・廃棄物・リサイクル対策部(2009): 廃棄物処理法に基づく感染症廃棄物処理マニュアル参照

[注2] 機密書類は青ビニール袋を使用

・何か不明な点があれば、会計課管財年度係又は感染防止対策室に問い合わせてください。

2012/8/24改訂

2012/11/1改訂

分別ゴミ庫平面図

